

(平二〇規則五一・追加)

(入札の取消し、延期等)

第二十六条 契約担当者は、天災その他やむを得ない理由により公正な入札が行われないと認められるときは、又は入札に参加する者が入札に関する条件に違反したときは、当該入札を無効とし、又は入札に参加する者を入札に関する条件に違反した者として取り扱うことができる。

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）抜粋

(昭三九規則八二 一部改正)

(無効入札)

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 一 入札者としての資格のない者のした入札
- 二 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- 三 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- 四 同一の入札について二以上の入札をした者のした入札
- 五 同一の入札について二以上の入札者の代理人となつた者のした入札
- 六 入札金額の訂正に訂正印のない入札
- 七 入札金額、住所、氏名その他入札要件を認定しがたい入札
- 八 電子入札にあつては、知事が指定する認証方法を用いない者のした入札
- 九 電子入札にあつては、契約担当者の使用に係る電子計算機に到達した入札金額等の電磁的記録が書き換えられた入札
- 十 前各号に定めるものを除くほか、契約担当者において特に指定した事項に違反した入札

(平一八規則六五・令三規則六五・一部改正)

(再度入札の公告期間)

第二十八条 契約担当者は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、更に入札に付そうとするときは、第二十一条本文に規定する期間を五日まで短縮することができる。

(落札の決定)

第二十九条 契約担当者は、落札者を決定したときは、直ちに口頭又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により落札者に通知しなければならない。

- 2 落札者は、前項の通知を受けた日から七日以内に契約に必要な文書に契約保証金又は契約保証金を納付したことを証する文書を添えて提出しなければならない。ただし、契約担